|  |  |
| --- | --- |
| 第4条 | 本契約に雇用期間の定めがあり、契約期間の更新を行う場合は、原則として期間満了日の1ヵ月前迄に、以下の事項を総合的に勘案し、甲乙協議の上、更新の有無および期間を決定します。  ・甲の人員充足状況  ・甲の業務量、業務状況、経営状況  ・乙の健康状態  ・乙の勤務成績、態度  ・乙の業務遂行能力、適性  ・乙の従事している業務の進捗状況 |
| 第5条 | 以下の事由により、やむを得ないと甲が判断したときは、本契約に更新予定がある場合でも更新を行わず、または契約期間の途中（本契約が期間の定めのない場合も含む）であっても契約を解除する場合があります。  ・乙に甲または取引先の信頼を損ない、もしくは信頼を損なう恐れのある行為のあった  　とき  ・乙に無断欠勤のあるとき、または勤務成績不良のとき  ・乙が協調性を欠くとき、または他の社員等の業務遂行に悪影響を及ぼすとき  ・乙が諸規則、規程または職務命令に従わないとき、ならびに違反行為を行ったとき  ・乙が疾病等により勤務に堪えられないと甲が判断したとき  ・乙の業務遂行能力に不足があると甲が判断したとき  ・上記の他、乙が従業員として不適格と甲が判断したとき  ・担当業務を終了または中止したとき  ・部門、事業の縮小、閉鎖をしたとき  ・上記の他、業務上の都合により雇用の継続が困難となったとき |
| 第6条 | 次のいずれかに該当するときは、それぞれの定める日をもって退職とします。  ・乙より退職を願い出て、承認された日  ・雇用契約期間を定めた契約で、更新されないとき、契約期間満了の日  ・やむを得ない事由により、契約を解除するとき、契約解除の日  ・乙が死亡したとき、死亡した日  ・乙が定年に達したとき、定年に達した日  ・乙から甲に連絡がなく14日を経過し、所在不明なとき、原則として14日経過日  ・その他、契約終了につき、甲乙双方が合意したとき、合意により決定した日 |
| 第7条 | 本契約に定めのない事項は、社内諸規則・規程等の定めによります。 |
| 第8条 | 本契約に疑義が生じた場合は、甲乙の誠意ある協議により取り扱いを決定します。 |

**甲　所在地**

**会社名**

**代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　印**

**乙　住　所**

**氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　印**

**平成　　年　　月　　日**

**上記契約の成立を証するため、本契約書を2通作成し、甲乙１通を保有するものとします**